

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十九号）

（抄）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「及び独立行政法人」を「、独立行政法人」に改め、「独立行政法人をいう。」の下に「及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に
関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）附則第四十七条の規定の施行の前日
である場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。